

# 議第103号 呉市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

## 1 制定の趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正により、同法の規定が地方公共団体の機関にも適用されることとされたことに伴い、呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）を廃止するとともに、同法の施行に関して必要な事項を定めるものです。

## 2 個人情報保護法改正の経緯

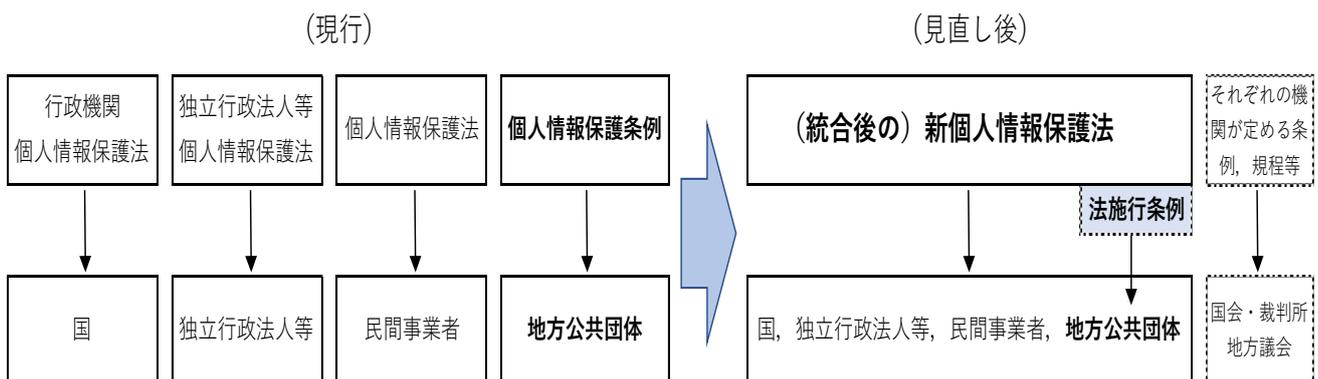
令和3年度までは、民間事業者については「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）、国の行政機関については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」、独立行政法人等については「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」の3本の法律がそれぞれ適用されていました。

国においては、令和3年9月にデジタル庁を設置するなど、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針を立てており、これに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が見込まれることから、個人情報等の適正な取扱いに万全を期すため、個人情報保護法に基づき設置されている個人情報保護委員会が、民間事業者だけでなく、公的部門を含め、一元的に監視監督する体制を確立することが必要と考え、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」を制定し、個人情報の保護に関する上記3本の法律を個人情報保護法に統合する改正が令和4年4月1日に施行されました。

また、地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正後の個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、地方公共団体の機関・地方独立行政法人にも改正後の個人情報保護法の規定を適用することとされ、令和5年4月1日に施行されます（ただし、議会については適用除外であり、議会において個人情報保護法の趣旨を踏まえて個人情報の取扱いについて定めることとなります。）。

当該個人情報保護法の改正により、国、独立行政法人等及び民間事業者並びに地方公共団体に係る個人情報保護制度の一元化が図られました。

### 【参考】一元化のイメージ



### 3 条例の主な内容

#### (1) 個人情報取扱事務の登録（第3条）

実施機関（市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び財産区）は、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成すること等を規定しています。

#### (2) 開示請求に係る手数料（第4条）

保有個人情報の開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成等に要する費用のみを徴収することを規定しています。

現行の呉市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）は、保有個人情報の開示請求に係る手数料について規定しておらず、複写及び郵送に要する費用のみを徴収していることから、呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」といいます。）においても、現行条例と同様に、手数料は徴収せず、写しの作成等に要する費用のみを徴収することとしています。

#### (3) 開示、訂正及び利用停止に係る決定の期限等（第5条～第10条）

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る決定の期限及びその特例について規定しています。開示等に係る決定の期限及びその特例については、現行条例と同様の期限としています。

【参考】決定の期限の比較表

	個人情報保護法	現行条例	新条例
開示	30日（60日）	14日（29日）	14日（29日）
訂正	30日（60日）	29日（59日）	29日（59日）
利用停止	30日（60日）	29日（59日）	29日（59日）

※ いずれも請求のあった日の翌日からの日数を示す。

※ 括弧内は、延長する場合の最長の日数を示す。

#### (4) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第11条）

行政機関等匿名加工情報<sup>※</sup>の利用に係る手数料の額について、規定しています。当該手数料の額は、個人情報保護法第119条第3項の規定により、政令で定める額を標準額として条例で定めることとなっているため、当該標準額と同額にしています。

※ 行政機関等匿名加工情報

行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報

#### (5) 審議会への諮問等（第12条～第18条）

呉市個人情報保護審議会を設置し、当該審議会に対し、条例の改廃、安全管理措置の基準、ガイドライン等に則った運用上の細則等について諮問できる旨を規定しています。

また、当該審議会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関に該当しますので、審査請求を受けた実施機関は、当該審議会に諮問することとなります。

**(6) 運用状況の公表（第19条）**

市長は、毎年1回、各実施機関における個人情報保護制度の運用の状況を公表することを規定しています。

**(7) 委任（第20条）**

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しています。

**(8) 呉市個人情報保護条例の廃止（付則第2項）**

個人情報保護法の適用に伴い、現行条例を廃止するものです。

**(9) 罰則に係る経過措置（付則第5項・第6項）**

現行条例の廃止の際、現に実施機関の職員である者等が、現行条例の規定に基づき実施機関が保有していた個人情報を、正当な理由なく、現行条例の廃止後に第三者に提供した場合等について、当該職員である者等を罰するための経過措置を規定しています。

**(10) 関係条例の一部改正（付則第11項～第13項）**

呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）、呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年呉市条例第82号）及び呉市議会の求めにより出頭した参考人等の費用弁償に関する条例（昭和22年呉市条例第43号）について、個人情報保護法の適用及び新条例の制定に伴い、所要の規定の整備をするものです。

**4 呉市個人情報保護審議会からの意見**

現行条例に基づき設置されている呉市個人情報保護審議会に対し、呉市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定内容について諮問し、意見を求めたところ、妥当な内容であり、特に問題はないとの意見を頂きました。

**5 施行期日**

令和5年4月1日